

# 復興支援情報

東日本大震災で被害に遭われた被災者の一日も早い復興のために、新たに追加された支援制度などをお知らせします。

## そうじや・宮城っ子基金

岡山県総社市総務課  
☎0866・92・8218

岡山県総社市では、総社市民から寄せられた義援金で「そうじや・宮城っ子基金」を創設し、震災で父母を亡くした宮城県の子どもたちに、義援金を支給します。

### ◆対象者

三月十一日の時点で宮城県に在住の中学生以下（平成七年四月二日生まれ以降）の児童で次のいずれかに該当する者

- ① 震災で両親が死亡
- ② 一人親の父または母が震災で死亡した児童

### ◆申請方法

申請用紙に記入し、必要書類を添えて郵送。

申請書の請求など詳しくは総社市役所総務課内「そうじや・宮城っ子基金」事務局（〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号）までお問い合わせください。

## みやぎこども育英募金

岡県子育て支援課  
☎022・211・2528

宮城県では、震災により親を失った子どもたちのために「東日本大震災みやぎこども育英募金」を開設し、企業・団体・個人など幅広く支援を呼びかけています。詳しくはお問い合わせください。

### ◆寄付の手続き

寄付申出書に必要事項を記入し、県子育て支援課（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1） FAX 022-211-2591 Eメール kosodate@pref.miyagi.jp）まで送付してください。

### ◆振込先

受取人	東日本大震災みやぎこども育英募金
口座名義	宮城県知事村井 嘉浩
振込先銀行名	七十七銀行 県庁支店
口座番号	普通預金 5518181

## 国税に関する申告・納付等の期限

古川税務署  
☎22・1711

震災の被害が大きかった地域で、国税の申告・納付等の期限を延長する措置がとられていましたが、このほど、一部地域を除き、三月十一日から九月三十日までの間に到来するすべての国税の申告・納付等の期限が九月三十日（金）までとなりました。

震災により九月三十日まで申告・納付等の手続きが困難な場合、税務署では個別に期限の延長などの相談に応じています。

## 固定資産税の減免のための現地調査

国税務課  
☎23・2162

固定資産税の減免申請のあった土地と建物の現地調査を行います。

直接、調査員（市職員二人）が訪問しますので、ご協力をお願いいたします。

### ◆調査期間

九月一日（木）～十月三十一日（月）

### ◆現地調査の対象

減免申請をした土地・建物（り災証明書のための調査が終了した建物を除く）

※減免申請のあった世帯が対象となります。

### ◆減免になる損害の程度

土地	被害面積が当該面積の10分の2以上
家屋	全壊、大規模半壊および半壊
償却資産	価格の10分の2以上の価値が減少

## 国民年金減免等の申請期限延長

古川市民課  
☎23・6079  
古川年金事務所  
☎23・1203

国民年金保険料の免除および学生納付特例の申請期限が、震災のために申請する場合に限り、平成二十四年四月二日まで延長されます。

震災で住宅や家財などの財産が、おおむね二分の一以上の損害を受けた場合、本人の申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。

◆申請に必要なもの  
年金手帳、印鑑、り災証明書、国民年金被災状況届（申請窓口にあります）、申請する人が同一世帯員以外であれば委任状 ※震災前の財産の概要・価格を把握してきてください。

### ◆免除期間

区分	免除期間
免除・若年者納付猶予申請	平成23年2月～6月
学生納付特例申請	平成23年2月～平成23年3月

### ◆申請窓口

古川年金事務所、市民課または各総合支所市民税務課

## 法務局の相談専用フリーダイヤル

仙台法務局  
☎022・2225・5718

法務局では「震災により所有者が死亡したけど、相続登記はどうすればいいか」など、震災に伴い生じる不動産や会社の登記に関する相談などに、相談専用フリーダイヤルを設置し応じています。

### ◆フリーダイヤル

0120・227・746

### ◆受付時間

【平日】八時三十分～十七時十五分【土曜日・日曜日・祝日】九時～十六時

### ◆補助率

補助対象工事費用の10%（限度額二十万円）

※六十五歳以上の人または障がい者の居住する住宅をバリアフリー工事する場合、補助率が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。

### ◆受付

受付期間	9月1日（木）～
受付時間	予算到達時点で終了 9時～16時
会場	市役所東庁舎5階大会議室（9月7日（水）以降は東庁舎3階建築住宅課）

### ◆申込方法

建築住宅課に備え付けの申請書（市ウェブサイトからも入手できます）に必要な事項を記入し、必要な書類を添えて受付会場へ持参。

※混雑が予想されますので、申し込みの前に、必ずお問い合わせください。



## 標準負担額免除期間の延長

岡山県総社市総務課  
☎23・6051

入院した時にかかる食事療養費および生活療養費の標準負担額免除の有効期限が、当面の間、延長されることになりました。

既に交付している一部負担金等免除証明書は、有効期限が平成二十三年八月三十一日となっておりますが、標準負担額は引続き免除となりますので、そのまま使用ください。

※国民健康保険または後期高齢者医療以外の場合は、各保険者にお問い合わせください。

## 医療機関等の一部負担金の還付

岡山県総社市総務課  
☎23・6051

一部負担金等の免除の対象となった人で、一部負担金等免除証明書の交付を受ける前に受診し、既に一部負担金等を支払っていた場合は、還付申請ができます。

※一部負担金等免除証明書の交付を受けた後に支払った

分については、還付できません。一部負担金等免除証明書は必ず、医療機関等窓口へ提示してください。

### ◆還付申請に必要なもの

- ① 領収書
  - ② 一部負担金等免除証明書
  - ③ 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
  - ④ 通帳（世帯主または本人）
  - ⑤ 印鑑
- ◆申込  
保険給付課または各総合支所市民税務課

## 介護保険サービス利用者負担の減免

高年齢介護課  
☎23・6125

介護サービスでショートステイ、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の食費と居住費の利用者負担免除の有効期限が、当面の間、延長されることになりました。

既に交付している免除認定証は、有効期限が平成二十三年八月三十一日となっておりますが、利用者負担は引続き免除となりますので、そのままご使用ください。

## 住宅リフォーム助成事業

建築住宅課  
☎23・8057

市は「大崎市住宅リフォーム助成事業」を創設し、市民が所有し居住する住宅を、市内の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その経費の一部を助成します。

### ◆申請できる人

- ① 市内に住所がある人
- ② リフォームを行う住宅を所有し、かつ居住している人
- ③ 市税の滞納がない人

### ◆対象となる工事の種類

住宅の安全性、耐久性および居住性を向上させるための工事

- ・ バリアフリー工事
  - ・ 屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事
  - ・ 避難設備、防火設備、換気設備の設備工事
  - ・ 間取りまたは壁紙の変更、畳替え等の模様替えを行う工事
  - ・ 台所、浴室または便所を改修する工事
  - ・ 断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事
- ※震災で被害を受けた住宅の